

現場代理人の常駐義務の緩和措置の見直しについて

平成20年6月より、建設工事請負契約書第10条に規定する現場代理人について、本市が特に認める場合に限り、他の工事の現場代理人との兼任を一部認め、その常駐義務の緩和措置を行っていますが、今回下記のとおり、要件について見直しを行う。

記

1 現場代理人の兼任を認める要件

- 1 次に掲げる要件をすべて満たす場合は、2件の工事（それぞれの工事の請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が500万円未満の工事については3件）まで、現場代理人の兼任を認める。
 - (1) 現場代理人の兼任対象となる工事である旨、特記仕様書で明示したものであること。
 - (2) いずれの工事も本市が発注する工事であること、又は、一方の工事が大分市上下水道局の発注であること。
 - (3) それぞれの工事の請負代金額の合計が、4,500万円未満（建築一式工事のみの組合せについては、9,000万円未満）であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、災害復旧工事その他の特に必要と認める理由があるときは、別に要件を定めることができる。

2 手続

現場代理人を兼任しようとする場合は、受注者は、次に掲げる手続を行うこと。

- (1) 現場代理人等通知書又は現場代理人等変更通知書と同時に、現場代理人兼務届（別紙）に所定の事項を記入し、契約監理課へ提出する。
- (2) 兼任する他の工事についても、現場代理人兼務届に所定の事項を記入し、契約監理課へ提出する。
- (3) それぞれの工事担当者に、現場代理人を兼任する旨を書面により報告する。

3 その他

現場代理人を兼任する工事については、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 受注者は、兼任するそれぞれの工事において監督員と常に連絡を取れる体制を確保し、その連絡体制について施工計画書により提出するとともに、工事の施工に当たり、特に適正な工事現場の安全管理、住民対応等に配慮する。
- (2) 現場代理人は、主任技術者を兼ねることができる。
- (3) 設計変更により、それぞれの工事の請負代金額の合計が4,500万円以上（建築一式工事のみの組合せについては、9,000万円以上）となった場合は、現場代理人の兼任はできなくなるので、受注者は、現場代理人選任（変更）届により現場代理人の変更手続きを行う。
- (4) 契約担当者は、現場代理人兼任届出書の記載内容に虚偽があった場合又は現場代理人を兼任することにより現場の体制に不備が生じ、又は不良な工事となった場合は、当該兼任の取消し、契約解除、工事成績評定への反映、指名停止措置等を行うことができるものとする。

4 適用開始

請負契約の時点にかかわらず、令和7年2月1日から本市が認める全ての工事について適用する。